

令和3年3月19日

保護者の皆様

県立横浜緑園高等学校長

国における緊急事態宣言解除に伴う本校の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、本県を含む1都3県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和3年3月21日をもって解除されることを受け、本県の「特措法に基づき緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は廃止されることになりました。これを受け、県教育委員会より次のような通知が出されました。

【高等学校における教育活動等】

- ア 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

※本校においては、引き続き、朝のSHRは8時45分といたします。また、来週よりスポーツ大会等の学校行事が実施されますが、活動内容を精査して実施いたします。なお、今後変更する場合は、改めてお知らせします。

※これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、昼食時等の食事場面の感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、保護者におかれても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

※新年度の予定については、改めてお知らせいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先

副校長 原

電話 (045)812-3372 (直通)